

新規収載項目のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発0602第2号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記検査項目が一部変更されましたので、ご案内申し上げます。

謹白

記

■保険収載内容 一部変更項目

「保医発0602第2号」 適用日 令和2年6月2日

検査項目名	実施料	判断料	診療報酬点数表区分	備考
SARS-CoV-2 核酸検出	検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合 :450点×4回分 それ以外の場合 :450点×3回分	微生物学的検査 150点	「D023」 微生物核酸 同定・定量 検査の12	SARS-CoV-2核酸検出は、 喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液又は鼻腔拭い液からの検体を用いて、国立感染症研究所が作成した「病原体検出マニュアル2019-nCoV」に記載されたもの若しくはそれに準じたもの又は体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2の検出(COVID-19の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として行った場合又はCOVID-19の治療を目的として入院している者に対し退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合に限り算定できる。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。なお、検査に用いる検体については、国立感染症研究所が作成した「<u>2019-nCoV(新型コロナウイルス)感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル</u>」を参照すること。 ～省略～ COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和2年5月29日健感発0529第1号)の「第1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

※太字下線部分が追加および削除されました。

※現時点では、検査を受託することはできません。

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。